

医療法人新生十全会 定期巡回随時対応型訪問介護看護 こもれびの家

(連携型定期巡回随時対応型訪問介護看護)

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人新生十全会が設置運営する指定地域密着型サービスに該当する定期巡回随時対応型訪問介護看護 こもれびの家（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある者（以下「利用者」という）に対して適切なサービスを提供することを目的とします。

(運営の基本方針)

第2条 定期巡回随時対応型訪問介護看護事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものとします。

2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者及び居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名称 医療法人新生十全会 定期巡回随時対応型訪問介護看護 こもれびの家
- (2) 所在地 京都市伏見区日野西風呂町5番地

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者 1人（兼務）

- ・事業所の従事者および業務の一元的な管理
- (2) オペレーター 提供時間を通じて1人以上(兼務)
 - ・利用者、家族からの通報を随時受け付け、適切に対応
 - ・利用者またはその家族に対して、適切な相談及び助言
- (3) 計画作成責任者 1人以上(兼務)
 - ・定期巡回随時対応型訪問介護看護計画の作成および交付
 - ・サービス提供の日時等の決定
 - ・サービスの利用の申し込みに係る調整、サービス内容の管理
- (4) 定期巡回サービスを行う訪問介護員 1人以上(兼務)
 - ・居宅サービス計画に沿った定期的な巡回
- (5) 随時訪問サービスを行う訪問介護員 提供時間を通じて1人以上(兼務)
 - ・オペレーターからの要請を受けての利用者宅の訪問
- (6) 訪問看護サービスを行う看護師等(連携訪問看護事業所が行う)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとします。

- (1) 営業日 365日
- (2) 営業時間 24時間
- (3) サービス提供時間 24時間

(指定定期巡回随時対応型訪問介護看護の内容)

第6条 事業所で行う指定定期巡回随時対応型訪問介護看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 定期巡回随時対応型訪問介護看護計画の作成
- (2) 定期巡回随時対応型訪問介護看護の内容
 - ① 利用者又はその家族に対する相談、助言等
 - ② 利用者からの随時の連絡に対する受付、相談等
 - ③ 定期巡回随時対応型訪問介護看護計画に基づく定期巡回による定期巡回随時対応型訪問介護看護サービス(排泄介助、体位交換、移動・移乗介助、その他の必要な介護)
 - ④ 利用者からの随時の連絡に対応する定期巡回随時対応型訪問介護看護サービス(排泄介助、体位交換、移動・移乗介助、その他の必要な介護)
 - ⑤ 主治医の指示による、療養上の世話又は必要な診療の補助等

(指定定期巡回随時対応型訪問介護看護の利用料その他の費用の額)

第7条 定期巡回随時対応型訪問介護看護サービスを利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとします。

2 前項に関して、厚生労働大臣が定める基準の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することとします。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までに利用者に説明することとします。また、その場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとします。

3 利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費相当分（1枚につき10円）をご負担いただきます。

4 第8条の通常の事業実施地域外へのサービス提供を利用される場合は、1回の利用につき300円（税別）をいただきます。

5 利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金）については利用者が負担するものとします。

6 前各号に掲げるもののほか、利用者が負担することが適当であるものは、その実費とします。

7 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、その内容について記載した領収書を交付するものとします。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施区域は次のとおりとします。

京都府京都市伏見区（日野・春日野・石田・醍醐・北醍醐・醍醐西・池田・池田東・小栗栖・小栗栖宮山）

（衛生管理）

第9条 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（緊急時における対応方法）

第10条 サービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにご家族、主治医、および介護支援専門員へ連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には、あらかじめ事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じるものとします。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合の対応方法)

第11条 定期巡回随時対応型訪問介護看護の提供に当たり、利用者宅に取り付ける専用のキーボックスにて保管するか、もしくは事業所にて預かるものとします。

利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法を記載した文書を利用者に交付するものとします。

2 合鍵を紛失した場合は、すみやかに利用者およびその家族、または管理者に連絡をし、必要な措置を講じるものとします。

(苦情処理)

第12条 事業所は、提供した定期巡回随時対応型訪問介護看護サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じます。

2 事業所は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録します。

3 事業所は、提供した定期巡回随時対応型訪問介護看護サービスに関し、介護保険法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告します。

5 事業所は、提供した定期巡回随時対応型訪問介護看護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告します。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとします。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利

用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

（秘密の保持）

第14条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとします。

（虐待防止に関する事項）

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

（1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

（2）虐待の防止のための指針を整備します。

（3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとします。

（事故発生時の対応）

第16条 サービスの提供により事故が発生したときは、速やかに京都市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するものとともに、必要な措置を行うものとします。

2 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。

3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償保険に応じた損害賠償を速やかに行うものとします。

4 事故が生じたその原因を解明し、再発防止のための対策を講じることとします。

（業務継続計画の策定等）

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研

修及び訓練を定期的実施するものとします。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

(その他運営についての重要事項)

第19条 事業者は、職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を確保します。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 随時

2 事業者は訪問介護員に、その同居の家族である利用者に対する当該サービスの提供をさせないものとします。

(記録の整備)

第20条 事業所は、サービス提供に係わる記録、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとします。

2 事業所は、利用者に対する定期巡回随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

- (1) 定期巡回随時対応型訪問介護看護計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(介護・医療連携推進会議)

第21条 定期巡回随時対応型訪問介護看護のサービスの提供にあたっては、地域に密着し開かれたものにするために、介護・医療連携推進会議を設置し、サービス提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとします。

2 介護・医療連携推進会議の開催は、おおむね6ヶ月に1回以上とします。

3 介護・医療連携推進会議のメンバーは、利用者又はその家族、地域住民の代表者、医療関係者、地域包括支援センターの職員、有識者等とします。

4 介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

(訪問看護事業者との連携)

第22条 連携型定期巡回随時対応型訪問介護看護事業者は、当該事業所の利用者に対する指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携をしなければならないこととします。

2 前項の規定に基づき、連携を行う指定訪問看護事業所との協定に基づき、当該指定訪問看護事業所から、以下の事項について必要な協力を得るものとします。

- (1)利用者に対するアセスメント
- (2)随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
- (3)医療・介護連携推進会議への参加
- (4)その他必要な指導及び助言

第23条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、医療法人新生十全会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は、令和3年3月1日から施行します。

この運営規程は、令和5年6月1日から改定施行します。

この運営規程は、令和6年4月1日から改定施行します。